会　　計　　付　　則

慶 弔 贈 呈 金

（ 結婚祝金 ）

第 1 条　スカウト及び指導者が結婚するときは、結婚祝金として 10,000 円を贈呈する。

（ 弔 慰 金 ）

第 2 条　育成会及び団内において、逝去者のあったときは、次のとおり弔慰金と供花を贈る。

スカウト及び指導者　10,000 円

育成会員　10,000 円

スカウトの兄弟姉妹　10,000 円

（ 餞 別 金 ）

第 3 条　指導者が退団するときは、次の餞別金又は同額の記念品を贈る。

在任３年以上　5,000 円

（ 功労感謝金 ）

第 4 条　弔慰金、餞別金のほか、特に功労のあった会員又は指導者については、団委員会で協議の上、功労感謝金を贈ることができる。

（ 見 舞 品 ）

第 5 条　団員が発病若しくは負傷入院したときは、5,000 円相当の見舞品を贈る。

指 導 者 に 関 す る 経 費

（ 制 服 費 ）

第 6 条　指導者、副長補及びインストラクターの役務を委嘱するときは、就任時に制服を貸与する。

原則、貸与後５年以内の新調は認めない。新調する際は自費で対応する。

ただし、活動における劣化（著しい汚損、破れ解れ）等により使用に耐えない場合はその限りではない。

（ 旅　　費 ）

第 7 条　指導者が団（ 隊 ）のスカウト活動に参加するために要する交通費、宿泊費は、次の基準によって支弁する。

(1)　隊長、副長、副長補、インストラクターに対しては全額。

(2) 団委員会、団会議の要請によって参加する育成会員、団委員、
その他関係者に対しては全額。

(3) デンリーダー並びに隊長の要請により会計の役務をもって参加するスカウトの保護者に対しては全額。

(4) デンコーチの役務をもって参加するスカウトに対しては全額。

（研修費）

第 9 条　育成会員及び団員がスカウト教育に関する講習会、研修会等に参加するときの費用は全額を支弁する。

ただし、特に多額を要する場合は、団委員会で協議して決定する。

（公　務）

第 10 条　育成会員及び団員が日本連盟、県連盟の会合に出席するか、団委員会又は団会議の要請により出張する等公務に要する費用は、全額を支弁する。

（変　更）

第 11 条　この会計付則の変更には、団委員会の議決を要する。